

## 予 算 要 求 資 料

令和6年度当初予算

支出科目 款：衛生費 項：環境管理費 目：環境管理推進費

## 事業名 産業廃棄物監視指導推進費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

環境生活部 廃棄物対策課 監視指導係 電話番号：058-272-1111(内2970)

E-mail : c11225@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 18,851千円 (前年度予算額) 18,831千円

## &lt;財源内訳&gt;

区分	事業費	財 源 内 訳						
		国 庫 支 出 金	分 担 金 負 担 金	使 用 料 手 数 料	財 産 収 入	寄 附 金	そ の 他	県 債
前年度	18,831	0	0	18,831	0	0	0	0
要求額	18,851	0	0	18,851	0	0	0	0
決定額								

## 2 要求内容

## (1) 要求の趣旨(現状と課題)

廃棄物処理法の改正等規制強化にもかかわらず、建設系廃棄物等の産業廃棄物の不法投棄や不適正保管が後を絶たない。不適正処理事案の未然防止と拡大防止のため、市町村・警察等関係機関との連携強化を継続して図る必要がある。

## (2) 事業内容

- ・ 産業廃棄物処分業者、排出事業者等に対し、迅速かつ厳正な監視指導を実施
  - ・ 各事務所環境課等を事務局とし、地域における関係機関（県機関、市町村、警察、消防等）が一体となった不適正処理防止対策を講ずるための連絡会議を設置し、関係法令の適用についても多角的に検討を実施
  - ・ 廃棄物の保管基準違反、不法投棄等が疑われる場合、廃棄物の量及び性状等を把握するため、行政検査を実施（業務委託）
  - ・ 夜間休日産業廃棄物不適正処理監視パトロールを実施（業務委託）
- ※本事業については、長期継続契約を締結

### (3) 県負担・補助率の考え方

産業廃棄物の適正処理に向けた指導監督は廃棄物処理法上の県の役割であり、全額県費(10/10)で実施する。

### (4) 類似事業の有無

なし

## 3 事業費の積算 内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
報償費	63	専門家への意見聴取
旅費	557	業務旅費
需用費	1,661	消耗品費、燃料費、修繕料
役務費	744	通信運搬費、手数料、保険料
委託料	15,534	不適正処理現場の検査、夜間・休日監視パトロール
その他	292	使用料及び賃借料、公課費
合計	18,851	

### 決定額の考え方

## 4 参考事項

### (1) 各種計画での位置づけ

- ・第3次岐阜県廃棄物処理計画（計画期間：令和3年度～令和12年度）

# 事 業 評 價 調 書 (県単独補助金除く)

<input type="checkbox"/> 新規要求事業
<input checked="" type="checkbox"/> 継続要求事業

## 1 事業の目標と成果

### (事業目標)

- ・何をいつまでにどのような状態にしたいのか

産業廃棄物の不適正処理の未然防止・早期解決を図るため、引き続き不適正処理業者等に対する徹底した監視指導を実施していく。

### (目標の達成度を示す指標と実績)

指標名	事業開始前 (R )	R3年度 実績	R4年度 目標	R5年度 目標	終期目標 (R )	達成率
①						
②						

### ○指標を設定することができない場合の理由

事業の性質上、数値目標の設定ができないため。（不適正処理事案は後を絶たないが、その発生・把握の都度、早期解決に向けて取り組んでいるため。）

### (これまでの取組内容と成果)

令和 4 年 度	廃棄物処理法の改正等の規制強化にもかかわらず後を絶たない不法投棄、野焼き等の廃棄物の不適正処理に対し、各種の方策を実施した。市町村・警察等の関係機関との連携を一層密にし、事案の早期発見・早期措置、監視・指導の更なる徹底・強化を行い、早期解決を図った。
-------------------	---

## 2 事業の評価と課題

### (事業の評価)

#### ・事業の必要性(社会情勢等を踏まえ、前年度などに比べ判断)

3：増加している 2：横ばい 1：減少している 0：ほとんどない

(評価) 2	廃棄食品の転売事案など産業廃棄物の不適正処理事案に係る県民の関心は高く、これら事案に対して的確・厳正に対処していくことへの期待は高い。
-----------	---

#### ・事業の有効性(指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか)

3：期待以上の成果あり  
2：期待どおりの成果あり  
1：期待どおりの成果が得られていない  
0：ほとんど成果が得られていない

(評価) 2	大規模な不適正事案は近年減少傾向にあり、早期の対応が功を奏しているものと考えられ、事業効果は着実に現れているが、廃棄食品転売事件のような悪質事案（虚偽報告事案）、産業廃棄物流出事案のような予見が困難な事案があることも念頭に、厳格な監視指導を継続実施する必要がある。
-----------	--

#### ・事業の効率性(事業の実施方法の効率化は図られているか)

2：上がっている 1：横ばい 0：下がっている

(評価) 2	市町村・警察等の関係機関との連携体制、県民からの情報提供（情報収集）の体制も整っている。
-----------	--

### (今後の課題)

#### ・事業が直面する課題や改善が必要な事項

ひとたび大規模事案が発生すると、その解決には多大な時間をして、県民に不安を与えることとなるため、早期発見・早期措置が重要である。

### (次年度の方向性)

#### ・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか

産業廃棄物処理業者、排出事業者等への立入検査、不適正処理業者への徹底した改善指導を両輪として、不適正処理の未然防止・拡大防止を図る。

### (他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

組み合わせ予定のイベント 又は事業名及び所管課	【〇〇課】
組み合わせて実施する理由 や期待する効果 など	